

保 発 0316 第 3 号
平成30年 3 月 16 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 49 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされましたが、改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、必要な政令の規定の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

1 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正

- (1) 都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者が、同一都道府県内の他市町村へ住所を異動した場合について、当該被保険者が属する世帯の高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐ規定を設けること（第 29 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 8 項第 1 号イ関係）。
- (2) 都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者が、同一都道府県内の他市町村へ住所を異動した場合について、異動前及び異動後の市町村における当該被保険者が属する世帯の自己負担限度額をそれぞれ 2 分の 1 とすること（第 29 条の 3 第 12 項（新設）関係）。
- (3) 改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

- 2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部改正
 - (1) 国民健康保険の財政運営が都道府県単位となることに伴い、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例として激変緩和のための調整交付金に係る規定を設けること（附則第 19 条（新設）関係）。
 - (2) 改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

- 3 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の一部改正
都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とされることに伴い、転入届等に付記すべき国民健康保険の被保険者の資格に係る事項について所要の規定の整備を行うこと（第 27 条第 3 号（新設）関係）。

- 4 その他関係政令について、改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

第 3 施行期日

改正政令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。